

社会福祉法人 札幌この実会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 札幌この実会（以下「当法人」という。）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会及び評議員会等に出席した場合、並びに監事が監査を実施した場合、交通費の実費が1万円を超えるときは、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。